

岡山県内における学童保育クラブの実態

－倉敷ながおキッズの事例－

Actual Condition of the Afterschool Program for Children in OKAYAMA

-A Case Study in KURASHIKI Nagao KiiZ-

片山 敬子ⁱ

山下 立次ⁱ

籠田 桂子ⁱⁱ

中山 芳一ⁱⁱⁱ

Keiko KATAYAMA

Tatsuji YAMASHIYA

Keiko KOMORITA

Yoshikazu NAKAYAMA

ⁱ 就実大学教育学部初等教育学科

ⁱⁱ 倉敷ながおキッズ

ⁱⁱⁱ 岡山大学キャリア開発センター

Key Words : 学童保育、教育、放課後児童

I. 序論

子どもを取り囲む環境は、学校・地域社会・家庭・各種関係機関との連携・協力を密にした健全なる児童の育成や支援が重要視されている。その中で、開かれた学校運営に際し、保護者への学校便り、PTA会報など学校と保護者双方の親睦を深める取り組みが積極的に実施されている。しかし、教育や保育への課題は尽きることがなく、子どもたちの人間関係の希薄化、家庭での保育・教育時間の低下、生活リズムの乱れなど複雑化した社会の中で解決策を模索している状況でもある。

小学校現場では、家庭で不足している保育を補う解決策の一つとして、学校外においての児童の教育・保育の受け皿となる学童保育のニーズが高まってきている。全国学童保育連絡協議会によると、学童保育とは、共働きやひとり親家庭の子どもの放課後と、長期休業期間の生活を守り、それを通じて働く親の権利と家族の生活を守るものとされており、2012年報告では、低学年の小学生が学校で過ごす時間は、年間約1,140時間であるのに対し、学童保育で過ごす時間は、年間約1,650時間に及ぶと示されている。つまり、小学校で過

ごす時間よりはるかに多くの時間を児童は学童保育で過ごしており、学童保育は学校と家庭を繋ぐ生活の場としての役割を担っているのである。

しかしながら、学童保育は歴史が浅く問題点を多く抱えていることも否めない。上村ら(2013)の報告によると、指導員の処遇や専門性の未確立という課題があげられており、改善の余地が非常に多い。その中で、岡山県倉敷市においては、他のエリアに比べ比較的早くから学童保育が運営されており、活動も盛んであるという。

そこで、本研究では学童保育の成り立ち、全国各地に存在する学童保育の中でも特に岡山県倉敷市にある学童保育「ながおキッズ」を調査し、岡山県における学童保育の現状や実際の問題点を明らかにすることを目的とした。

II. 日本における学童保育の現状（放課後児童クラブ^{注1}）について）

1. 学童保育の組織

1) 全国学童保育連絡協議会

学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体である。全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童はいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいる。

主な会員は都道府県にある学童保育連絡協議会である。現在、40都道府県にある。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、学童クラブに所属している指導員などから構成されている。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいる。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入である。全国学童保育連絡協議会は毎年、全国の学童保育数などについて調査を行っており、2013年5月1日現在、学童保育の施設は2万1635か所となり、入所児童数は約89万人と報告している。全国学童保育連絡協議会は、現状把握からの環境改善を率先的に実行しようとしている学童保育唯一の全国規模団体なのである。

2) 日本放課後児童指導員協会

学童保育の指導員に対して総合的な教育課程を有する資格制度に関する事業を行い、放課後児童指導員の資質の維持・向上と相互の連携を図り、ひいては児童の豊かな放課後に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。学校基本法に定め

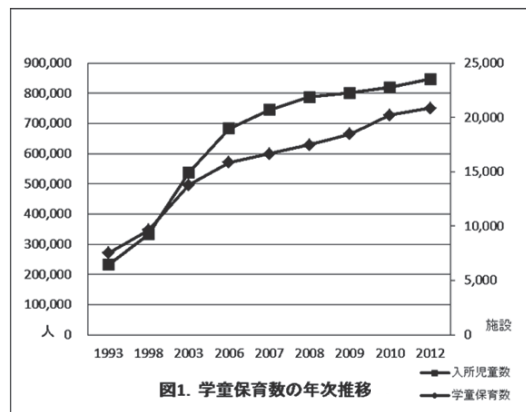
注1：公的な名称は放課後児童クラブであるが、世間一般的な理解度を考慮し、本研究では学童保育クラブと記載し、放課後児童も学童保育の児童と表記する。

られている各種学校の教員や保育士は、高等教育機関あるいは認定養成校で資格免許を取得しなければ職に就くことができない。しかし、学童保育に関しては公的な指導員資格は存在せず、民間団体の資格認定制度に頼っている現状である。資格取得が進むことは、指導員側も子どもを預ける保護者側も重要な意味を持つ。指導員にとっては、自身の指導が正しいかどうかの裏付けや社会的地位の向上となり、保護者にとっては安心して子どもを預けられ、子育ての相談もできる場所となる。日本放課後児童指導員協会は民間団体の中で一番規模が大きく、資格後のフォローアップも力を入れている協会であり、今後さらなる活躍が期待されている。岡山県においては、本協会の資格取得者が多く、指導員の質の高さが伺える。

2. 全国の学童保育の現状

学童保育の定義として、広辞苑では、「共働きなどにより昼間親が家にいない家庭の学童（低年齢）を、放課後や休暇中に保育すること。1950年代から民間で始まり、76年厚生省が助成を開始。」とある。1960年代より大都市において保育園を卒業した子どもたちの保育の必要や要求が「学童保育」という言葉で表されるようになった。地方自治体によっては、「学童クラブ」「児童クラブ」「留守家庭児童会（室）」「児童育成会（室）」「子どもクラブ」「児童ホーム」「ひまわりクラブ」など呼び名はさまざまで現在も統一されていない。

公的には厚生労働省の所轄下であり、学童保育を必要とする児童を「放課後児童」、学童保育のことを「放課後児童クラブ」と呼んでいる。過去には、文部省が1966～71年まで、留守家庭児童会補助事業を行っていたことがあるが、その後、1976年に厚生労働省による都市児童健全育成事業として、学童保育への国庫補助が開始された。ようやく1998年4月に、放課後児童健全育成事業として児童福祉法に正式に位置づけられ、同時に社会福祉事業（現社会福祉法）において第二種社会福祉事業と定められた。児童福祉法では、放課後児童健全育成事業を、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び、および生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（第6条の2）と定められており、おおむね小学校3年生までの子どもが想定されている。政府は2008年2月に、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるようにするためのサービスの受け皿を確保す



る「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、2001年の待機児童ゼロ作戦には含まれていなかった学童保育を、新たに施策の対象として取り上げた。2010年には「子ども・子育てビジョン」（内閣府少子化対策）において学童保育の提供割合を平成26年には32%（H22年22%）まで上げるといった量的な目標を掲げたものの、いかに整備していくのかなど具体的な学童保育のあり方については十分な議論が行われていない。

こういった背景には、今まで学童保育が各施設や自治体で独自に行っていたという点が大きい。堀川ら（2013）は戦後、大人の都合・事情の優先が蔓延していたためであり、社会の子ども観が未熟であったという見解を示している。いずれにしても、学童保育に対して我が国の政治体制や政策の大きな課題であることは明らかである。

条件整備に関しては、放課後の居場所に学校施設が活用されつつある。文部科学省は、2004年度から2006年までの緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施し、2007年度からは「放課後子ども教室推進事業」として充実を図っている。これは、小学校の余裕教室を利用し、地域住民の協力を得て、共に学習・スポーツ・文化活動などを実施するもので、事業実施主体である市町村に対して国が補助を行っている。小学校の放課後における学習、スポーツ、文化活動などの充実にあたっては、PTA関係者、退職教員、大学生、社会教育団体関係者などに協力を得ているほか、企業に業務委託する事例も見られる。

保護者に対する支援は、学校教育の役割ともいえるが、教員が保護者対応に追われて授業に支障が出ることも懸念される。すでに日本の小学校教員の法定勤務時間は、データのある17か国のうち最も長く、OECD（経済協力開発機構）平均を大きく上回っている。学校で多くを期待できない現状では、学童保育の指導員が保護者の支援を担っているケースが多くあり、そ

れが指導員の労働条件を一層厳しいものになっている。さらに、学童保育に通っていない子どもの家庭にも、問題が生じることは十分に考えられるが、そこまで手が届いていないのが実状である。

表2. 児童クラブ委託基準（基本額及び人員配置）

児童数区分	基本額	基準額	指導員配置基準	
	単位：千円		単位：人	
5-9人	1,568	1,268	1.5	2.5
10-19人	1,904	1,604	1.5	2.5
20-35人	2,781	2,711	2	3
36-50人	2,940	2,870	2.5	3.5
51-70人	3,391	3,311	3	4
71人以上	3,751	3,635	3	4

様々な条件が未発達な現状のなか、多くの指導員の雇用条件や処遇は、劣悪また不安定な場合も少なくない。正規職員は少なく、多くが非正規職員である（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）。公営で正規職員は2,600人（4.0%）、公設で非正規職員は2万8,400人（44.2%）、民間運営で正規職員は1万4,500人（22.6%）、民間運営で非正規職員は1万8,800人（29.2%）、合計6万4,300人（100%）である。指導員の半数は年収150万円未満（52.7%）

であり、次いで150万円以上300万円未満が約4割(38.3%)を占め、300万円以上は少数(9.0%)である。

3. 岡山県の学童保育の現状

岡山県には、約300ヶ所の学童保育施設がある。その活動や運営については、県内児童の保護者や指導員、関係者によってつくられた岡山県学童保育連絡協議会が、さまざまな学習会、研修会を開催して充実を図っている。岡山県学童保育連絡協議会の2010年度の主な活動内容として、朝日新聞厚生文化事業団「子どもへの虐待防止プロジェクト」「助成学童保育講座2011in瀬戸内広めよう、つなげよう子どもの笑顔と子育ての輪！今、あらためて考えよう！親と子のつながり」、「岡山県子育て・親育ち応援事業ほわっとあったか子育て研修会」、「市民協働事業「シングルでハッピー子育て」、「第35回全国学童指導員学校四国会場」、「岡山県学童保育連絡協議会定期総会」、「子育て学習会」などがある。

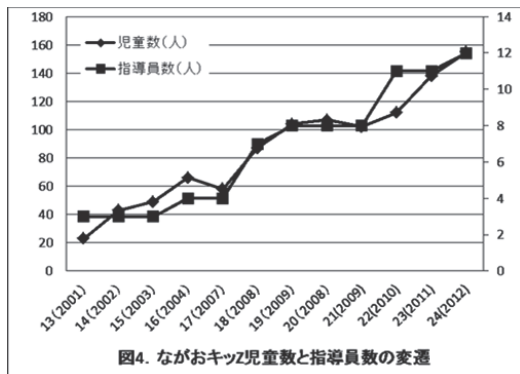
倉敷市においても、倉敷市学童保育連絡協議会というものがある。倉敷市の児童クラブは公設民営、つまり市が設置して運営委員会に委託し、運営委員会は市からの補助金と保護者から集めた会費で運営している、地域運営委員会方式である。入所対象児童は1年～6年生で(H21.4月施行)、児童クラブの運営費は、倉敷市は中核都市のため、国6分の1、市3分の1、会費2分の1になっている。実際には特に大規模クラブなど公的な補助は3分の1で残りの3分の2が会費でまかなわれ、逆に小規模クラブではほとんどが委託金で運営されている。平成21年4月現在、4学区を除く小学校で実施されているが、定員いっぱいに入れない児童もいれば、入所しても狭い場所で生活している児童も多い。また、具合が悪くなっても休む静養室がない、高学年まで対象児童になっているのに更衣室がない(大規模クラブの問題)、クラブを必要としている児童はいるのだが、その希望者が少なくクラブ運営が難しい(小規模クラブの問題)問題がある。さらに、土曜日に開所していない、延長保育がない、指導員の処遇が悪いため長く続かないなどのさまざまな問題を抱えている。さらには、設備や運営に関する基準も明確化されていないため、倉敷市の児童クラブの保育内容は千差万別で、市内のどのクラブにおいても、ある一定レベルの保育サービスを確保することが急務となっている。

そのためには倉敷市の72クラブが倉敷市学童連絡協議会に加入し、県や全国の連絡協議会とも連携を密にし、情報を得ること、また情報交換をしていくことが必要である。『子どもが真ん中、倉敷市連協』を合言葉とし、後述のような活動を行っている。

資料3. 主な活動内容

- ① よりよい児童クラブ作りのために必要な相談、援助活動を行う。
- ② 保護者や指導員など、学童保育関係者の交流と親睦をはかる。
- ③ 施設や設備をはじめ、子どもたちの保育環境、指導員の資質向上に努める。
- ④ 全国、岡山県連絡協議会からの情報発信をする。

Ⅲ. ながおキッズの現状



1. ながおキッズの特徴

ながおキッズに所属する児童の小学校区は、倉敷市の西部に位置し、早くから文化が開け、文人墨客の往来が盛んであった地域である。そのためか、保護者の教育に対する熱意が極めて高いといわれている。小学校の児童数も792人と倉敷市内の他地域と比べ多く、現在も児童数が増加している。学区に

は昔から住んでいる人も多く、長尾神社での祭りといった伝統や文化を重んじる一面もある。

この学区に存在する学童保育クラブが「ながおキッズ」であり、平成13年4月にながおキッズ児童クラブが開設された。倉敷市が運営委員会に委託して開設する「公設民営」で運営している。運営に際し、指導員の発掘、雇用、運営費の適切な運用、子どもたちの環境整備は、保護者と関係者自らで行っている。したがって、他の地域の学童クラブと統一化されておらず、学童保育クラブによって、保育料や開設時間が異なる。そのため、ながおキッズでは、保育園とは違う小学校期の子ども達への保育支援について、クラブに子どもを預けている保護者または地域のボランティアを中心に運営委員会を作り、協議・運営をしている。

開設当初は、入所児童数が少なかったため、夏休みのみの預かり保育や、受け入れ学年の範囲を6年生まで拡大し、23名の子どもたちから始めた。当時の倉敷市は3年生までを対象に

表4. ながおキッズの保育1日の流れ

時間	児童の活動内容	指導員の支援
15:10	・登所 ・手洗いうがい、出席名札の管理、宿題、着替え ・宿題、着替えを済ませたら自由時間	・登所時の児童観察 ・習慣づけとして宿題や本読み計算カード練習の援助
15:30		おやつ準備
15:45	当番活動	遊びの片づけ、おやつ前の衛生管理(台ふき、手洗い)
16:00	おやつを食べる(当番班はあいさつを促す)	飲食時のマナーや子どもたちの様子観察
16:15	自由遊び	おやつ片づけ
17:10	掃り支度をして、担当場所に分かれ掃除	班活動での清掃援助
18:00	お迎え	保護者対応、配布物確認

していたため、6年生までを預かるながおキッズは年を追って、入所児童数が増加

した。現在もなお入所児童数が増えている(図4)。

保育料は月額9,000円、延長保育は月額2,000円(10回以上利用の場合)、1回(18:00～18:30)の場合は200円、土曜保育は月額3,000円、月に2回の場合は2,000円、1回は2,000円(一時預かり)、保護者会費は前期1,000円、後期1,000円である。この保育料についても、指導員だけでなく利用者である保護者との協議で決定されている。

2. 指導スタッフの現状

ながおキッズの指導員は、主任指導員、補助指導員、パート指導員、アルバイト指導員の常時4人体制である。4人の指導員は、学童保育中の児童に対し、目標及びそれに対する具体的支援内容(表4.5)の活動を行っている。特に、主任指導員であるKさんにおいては、倉敷市の学童保育発展のため、精力的に活動しており、周りからの信頼も厚い。本研究では、K指導員にインタビューを実施し、その意見も参考に学童保育現場の実態及び今後の展望を調査した。

表5. ながおキッズの指導目標と支援内容

目標
①子どものケアと指導
②遊びの指導と援助
③保護者との伝え合いと子ども理解
支援内容
①出席簿や保育日誌の記録
②子ども一人ひとりに関する記録
③おやつ準備
④子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
⑤一定の期間の保育計画の作成
⑥学校や家庭への必要に応じた連絡
⑦おたよりの発行と連絡帳などの記載
⑧施設・設備・備品の管理と環境整備
⑨学習・研修

1) K指導員について

年齢は48歳であり、雇用形態は正規職員である。経験年数は、10年10ヶ月であり、ながおキッズでは第3教室の主任指導員である。取得している資格は、NPO法人日本放課後児童指導員協会資格上級である。1週間の勤務時間の合計時間数は40時間で、年収は200万円未満である。学童保育を除く保育や教育に関わった職歴や経験はない。

2) 指導員の質について

K指導員は、現在の仕事内容、待遇には満足をしており、今後も続けていきたいと考えている。しかし、日々の仕事の中で学童保育に関わる制度上の問題として、学童保育は厚生労働省の管轄だが、保育園のように施設として扱われず、事業として位置づけられ、明確な基準がないことを意識せざるを得ないという。また、平成24年8月10日、国会で成立した「子ども・子育て関連法」も、学童保育に営利目的の民間事業参入を可能にしたため、その動向も気にしているようである。倉敷市の学童保育では地域運営委員会方式がほとんどであるが、K指導員は施設、設備などのハード面と保育についてのソフト面の両方から一定の基準が必要であると考えている。

基準の中でもソフト面、つまり指導員の質に関しては状況としてまだまだ整っていない。学童保育指導員の仕事とは、教育、養護、ケアといった多面的なものであり、学校教育や保育的立場と似ているが、同じものではない。つまり、誰でもが指導員になれるのではなく、学童保育について学んだ者が指導員として働ける仕組みが必要である。放課後児童指導員協会での研修においては、学童保育の目的と役割、学童期の子どもの発達・健康、障害のある子どもの理解と保育学童保育計画論、学童保育の遊び・文化、学童保育実践論、学童保育運営、保護者・地域との連携、学童保育研究の学習を義務づけ、あらゆる理論を学ぶ必要性を説いている。K指導員は日本放課後児童指導員協会認定上級指導員であり、これらの必要性を十分理解しているからこそ、法的な基準の必要性を感じているようである。

3) ながおキッズの施設について

ながおキッズは平成17年に35名の待機児童を出した。以前までは、K指導員は子どもとの対応、遊び、生活だけを考えていたが、入所ができない児童の出現をきっかけに、保育料、施設に関心を持つようになったという。そして、指導員ネットワークをつくり、平成23年には公民館を借りて、学童保育を行うようになった。保護者にとって、ながおキッズの保育料は安くはないが、安心して通わせることができる学童保育となった。

しかしながら、学童保育ができる理想的な施設かと問われれば疑問が残る。平成18年までは小学校の教室を利用していたが、入所児童の増加に伴い、現在はプレハブを設置し活動をしている。教室よりはプレハブのほうがクラブ独自で管理し使用できるため活動しやすくなっているが、十分な質の高い学童保育を提供したいと願うK指導員にとってはまだ物足りないようである。学童保育の施設は、全国の多くの児童施設に比べ、児童数に対しての敷地面積比が、学校設置基準で定められている基準を下回る施設が多い。理由としては、まだ法的に整備されていないからである。児童の健全な活動支援のためにも施設の充実が求められている。

4) 今後の理想的な学童保育環境について

理想的な学童保育にするための現在の課題として、①法律の整備、②資格制度の導入による指導員の質の向上、③施設設備等の環境の充実があげられる。しかしこれらだけではなく、他機関との連携も重要な課題であると考えられる。

ながおキッズのパンフレットには長尾小学校とは『別』という表記がされている。長尾小学校との連携は、個人の問題や小学校での様子、ながおキッズでの様子においてのみであり、組織的で正式な連携はない。しかし、学童保育の運営委員会へ学校長に参加してもらうことで、学童保育クラブと学校の定期的な情報交換の場を持つことが可能となり、さらにK指導員は、学校評議員会や学校行事に参加することで、小学校とは良好な関係を築けている。つまり、小学校との連携も児童の放課後を預かる上

で重要なことである。今後の学童保育は、学校側（教師）と保護者間のパイプ役として大きな価値や意義があると考えられる。10年前のながおキッズに対して、学校側（教師）は決して良いイメージを持っていなかったという。当時の、ながおキッズに通う児童は教師から「キッズのあなたたちは悪い子です。」と言われたこともあるという。学童保育は家庭的な面がある一方で、教室内で暴れる児童もいれば、指導員の名前を呼び捨てにする児童もあり、きちんとできていないというイメージがあった。また、地域の人々も「親が手抜きをしている、親が働きに行くのはおかしい」と考えるものも少なくなかった。そのため、ながおキッズの行事に教師を招待したり、活動報告書を配布したりと様々なアプローチの仕方、ながおキッズの活動内容やその意義を周知させた。現在では学校や地域にも理解また応援されるまで成長した。

しかし、倉敷市内の学童保育の中には、ながおキッズのように、学校や地域と上手く連携の取れていないクラブも多いのが現状である。なぜなら、資格を持っていない多くのパート指導員は既定の時間通りにしか働かないのが現状である。倉敷市で正社員制度があるのは、82クラブ中の富田、長尾、二福の3つのクラブであり、パート指導員の労働量として時給800円などで、保護者対応、学校との関係を持つとするのは難しいと考える。厳しい中でも、指導員の多くは子どもと関わりたいと思っているため、問題がありながらも学童保育を継続している。学童保育運営において、保護者と指導員の信頼関係を築くことが大切であり、指導員は保護者の意見をまずは受け入れることが何よりも大切であるが、小学校などの他機関とも連携していくことが理想的な学童保育の場をつくると考える。

V. 考察とまとめ

ながおキッズ学童保育クラブの施設見学、K指導員へのインタビューなどを通して、岡山県の学童保育の現状や将来像を考察すると、4点の課題があると考えられる。

まず1点目は、施設の面である。ながおキッズは、1教室当たり平均児童数は50名である。教室の中で、様々な行動をしている児童たちにとって、1人約数人の今の空間は閉塞的に感じていると考えられる。加えて、年々、ながおキッズに入所希望をする児童が増えてきているため、さらに広い教室が必要となる。教室の拡大には倉敷市との話し合いが必要となるため、施設増設への道のりは遠い。教室だけでなく、トイレなどの水回りも考えなければいけない。ながおキッズは教室にトイレ、屋外には専用のグラウンドがあり、施設として充実しているが、倉敷市内の他のクラブには、教室内にトイレがなく、小学校のグラウンドのトイレを利用しなければならない児童クラブもある。厚生労働省は「放課後児童クラブガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定しているが、依然として、施設整備に関する全国統一の基準は定められていない。「ガイドライン」の中には、施設・

設備の項目で「専用スペース」「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」「衛生及び安全が確保」などの3項目が掲げられているにとどまっていることなどが問題として挙げられる。快適な環境が整えられてこそその支援であるが、まだ発展途上の段階なのである。

2点目に、指導員雇用の問題として、正規雇用を全国的に採択していないという現状である。ながおキッズのK指導員は倉敷市との交渉により、実現に結びついた正規雇用であるが、ながおキッズの他の指導員の中には、パートの割合が多い。全国の半数の指導員は年収150万円未満であり、1年契約の非正規指導員が多いため、勤続年数が増えても賃金は上がらない現状がある。さらに、滋賀県湖南市菩薩寺学童保育所「みちくさクラブ」のT指導員は、不安定な雇用の中で、主たる生計維持者がこの職を選択することに不安が多いと学童保育指導員学習会の講演で指摘している。学童保育の労働時間は他の職種に比べ短い故に十分な保障もなく、賃金もアルバイトと変わらず時給換算である。そのため離職率が高く、この業界の発展における大きな妨げとなっていると考えられる。このような労働条件の制度に問題があるのに加えて、学童保育の指導員の社会的地位や認知度が低いことが、事態が好転しない大きな原因でもあるという指摘も挙げられる。この事態を打破するためにも、学童保育指導員としての十分な社会的地位の確立と向上や、正規雇用の普及を進めていくことが急務であると考えられる。

3点目に、保護者との関わりについてである。学童保育は子どもと働く親の権利を保障することや、子どもに安定した毎日の生活を保障することが目的である。そのためにも、保護者との結びつきが重要となる。ながおキッズでは、保護者会は年に1回と随時必要に応じて開催している。これは、保護者一人一人が運営の主体者としての自覚を持つと同時に、保護者会行事を通し、保護者間または保護者と指導員との良好な信頼関係を構築したいという意図もある。しかしながら、現実的に保護者の中には、忙しいから預けたのに、保護者会や行事に参加するのは無理であるといった意見があがることも事実である。このような保護者に対しても、話し合いや情報交換の場を確保し、互いの考えを共有することも大切になってくる。よりよい学童保育クラブ運営においては、保護者と指導員と一緒に子育てをする施設であるという共通理解を踏まえたうえで、「家庭に代わる生活の場」をつくることが理想である。そのためにも、「おたより」「連絡帳」「お迎え時の会話」「父母会・保護者会」「夜の電話」等、指導員が積極的に情報開示をしていくことが不可欠である。

4点目に、学童保育の受け入れ対象学年は原則として、児童福祉法では、「おおむね10歳未満」(小学校3年)とされているが、「6年生まで」の要望も強く学年延長の動きが広がっていることを市、行政は理解する必要がある。ながおキッズは全学年を受け入れているものの、いくつかの市町村では、大規模化させないために高学年を学童保育に入所させないとする動きがあり、受け入れている実態や保護者の願いと大きく隔たりがある。特に、少子・高齢化社会が進み、両親共稼ぎの家庭は拡大するものと予想される。また、放課後に子どもたちが被害に遭う痛ましい事件が相次いでいるなかで、学童保育の必要性が高ま

ると考える。したがって、受け入れ児童の基準を再検討し、地域のニーズに合った運営を行っていくべきであると考え。

これらの課題をまとめると、すべての課題の根元が「公的基準の制定および改正」であると考え。小学校では、厳しい設置基準のもと運営においても教員の雇用や質についても法によって定められているが、学童保育には大卒な法令しかない。ニーズが高まっている現在だからこそ、クラブを守り、指導員を守り、児童を守るための基準制定が不可欠である。厳しい法がないが故、独自に発展させることも可能ではあるが確立するまでに時間がかかる。今後、民間企業の参入も視野に入れ、動向を見ていく必要がある。誰のための学童保育クラブなのかを明確にし、それに対する適切な支援を社会全体で行うべきである。本研究において、全国的には学童保育の組織・運営には問題はあるが、ながおキッズの指導員、児童の表情はとても明るく、学年の隔たりなく児童全員が協調的であった。子どもたちは同学年だけではなく、異年齢集団の中で、ケンカやトラブルを通し問題を解決する力を養い、コミュニケーション能力や社会性をしっかり身につけていると考える。遊びを通して楽しさや約束・きまりを覚え、仲間とのつながりやチャレンジすることを学ぶこともできる。また、掃除・片づけなど日々の活動の中で、生活に必要な仕事力を身につけていくこともできるであろう。指導員も、子どもたちが良いことをしていれば全力で褒め、良くないことをしていればきちんと叱る。当たり前ではあるが、両者の信頼関係がなければ成り立たないことである。よりよいクラブ運営のためにも政官との縦の接続、保護者や学校をはじめとする地域社会との横のつながりを大切にしていくことが重要である。そして、何よりも大切なのは、保護者、指導員、地域の方が一体となって子どもの幸せを考えることである。

VI. 引用文献・参考文献

- ・堀川奈津枝ら「学童保育の起源と展開に関する一考察」帝京平成大学紀要第24巻、第2号、p305-324,2013
- ・藤田純子ら「放課後における学童保育指導員の専門性と課題」湘北紀要第32号、p169-182,2011
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の実施状況調査結果」p3,2011
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育情報2013-2014」p6-16,2013
- ・上村裕樹ら「学童保育における指導員の困難性に関する研究」帯广大谷短期大学紀要第50号、p59-68,2013
- ・全国学童保育連絡協議会「第48回全国学童保育研究集会 討議資料」p4-14,2013
- ・学童保育指導員研修テキスト編集委員会『学童保育指導員のための研修テキスト』かもがわ出版,2013

- ・岩波新書『広辞苑』第五版,p.475,1998
- ・池本美香『子どもの放課後を考える諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房, p4-12,2009
- ・倉敷市児童クラブ委託料基準表
- ・ながおキッズ「ながおキッズ児童クラブ入所のしおり」2012
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の現状と課題、私たちの願い」社会保障審議会少子化対策特別部会資料,2008
- ・全国学童連絡協議会 <http://www2s.biglobe.ne.jp/Ga K udou/>
- ・川又俊則「放課後児童クラブと学校教育に関する一考察」鈴鹿短期大学紀要32, p51-70,2012
- ・中山芳一『学童保育実践入門かかわりとふり返りを深める』かもがわ出版,2012
- ・佐藤智恵ら「放課後児童クラブと小学校との連携に関する研究」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部 第57号 ,p313-319,2008
- ・岡山県学童保育連絡協議会「岡山県学童保育連絡協議会ニュース」第2号,2012
- ・読売新聞 2013年6月21日記事